

被保険者が死亡した場合の各種給付金の申請について

被保険者様が死亡した場合は、民法上の相続人からご申請を頂く必要があります。
下記の要領で申請書を作成の上、ご提出をお願いします。

1 ページ目の被保険者(申請者)情報欄の「氏名(カナ)・氏名・住所」は、
申請者となる相続人の方の「氏名(カナ)・氏名・住所」を記入ください。

1 ページ目の振込先指定口座は、
申請者となる相続人名義の口座としてください。

死亡した被保険者様と申請者(相続人)の続柄を
確認できる戸籍謄本を添付願います。

記号・番号	亡くなられた方の記号番号・生年月日	
氏名(カタカナ)	相続人の方の氏名(カナ)	
氏名	相続人の方の氏名	
郵便番号(ハイフン除く)		電話番号(ヤフメ/ハイフン除く)
住所	相続人の方の住所	
振込先指定口座は、上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。		
金融機関名称	相続人の方の口座情報	
預金種別	1 普通預金	口座番号(左づめ)

⚠ 死亡した被保険者様と申請者(相続人)の方の戸籍が、結婚等で別になっている場合等は、それぞれの戸籍謄本や改製原戸籍が必要となる場合があります。戸籍の取り方について不明な点があれば、別途ご相談願います。

死亡した被保険者様に配偶者・子がいる場合は、配偶者・子が第一順位の相続人となります。
(子がない場合は、直系尊属である父・母が相続人となる等、優先順位がございますので、下図をご参照下さい。) ご不明な点があれば下記までお問い合わせ願います。

《参考》 相続関係図

